

# 情報システム統一・標準化検討部会設置要綱

令和4年5月17日

4川総デ第76号

## (目的及び設置)

第1条 川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）第9条第1項に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年9月1日施行）に基づく専門的な調査検討を行うため、「情報システム統一・標準化検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 検討部会は、情報統括監理者が指名する部会長及び委員をもって組織する。

2 部会長は、総務企画局デジタル化施策推進室長をもって充てる。

3 副部会長は、総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[情報システム調整]をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

5 検討部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

6 検討部会は、必要があると認める場合、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (所掌事項等)

第3条 検討部会は、次に掲げる事項について調査、検討及び調整を行う。

(1) 本市の標準化対象業務における標準準拠システムへの移行に関すること。

(2) ガバメントクラウド（データ連携及び共通基盤を含む。）に関すること。

(3) 標準準拠システムに移行するために必要な整備、システム開発、庁内調

整等に関すること。

(4) 標準準拠システムへの移行に合わせた、標準化対象事務に係る業務プロセスの見直しに関すること。

(5) その他情報システム統一・標準化に関して必要な事項に関すること。

(作業部会)

第4条 部会長は、検討部会を補佐するため、作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、部会長が指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、必要があると認める場合、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討部会及び作業部会の庶務は、総務企画局デジタル化施策推進室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、情報統括監理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

委 員	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[企画調整]
	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[業務プロセス改革]
	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[デジタル改革]
	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[情報システム調整]
	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長[情報通信基盤]
	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長[組織・定数]
	財政局財政部財政課長
	財政局税務部税制課担当課長
	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課長
	健康福祉局総務部企画課長
	健康福祉局総務部保健福祉システム課長
	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長[保護指導]
	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長[適正実施]
	健康福祉局長寿社会部介護保険課長
	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長
	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
	健康福祉局保健医療政策部健康増進課長
	健康福祉局保健医療政策部感染症対策課長
	健康福祉局保健医療政策部担当課長[予防接種]
	健康福祉局医療保険部医療保険課長
	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長
	こども未来局総務部企画課長
	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課長
	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長[家庭支援]
	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長[母子保健]
	教育委員会事務局総務部学事課長
	選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長